

# 生徒会会則

## 第1章 総 則

第1条 本会は福岡県立宇美商業高等学校生徒会と称する。

第2条 本会は学校と協力し、生徒の積極的自治活動により生徒自身の資質向上を図るとともに、学校の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会の会員は宇美商業高等学校の全生徒とする。

第4条 本会の権限は校長から委ねられたもので、本会の決議事項は校長の承認を得てはじめて効力を発する。

## 第2章 機 関

第5条 本会はその目的を達成するために次の機関を置く。

総会 評議委員会 執行委員会

専門委員会・・・学習委員会・体育委員会・文化委員会・風紀委員会・ホームルーム委員会

環境美化委員会・保健委員会・図書委員会・広報委員会

第6条 本会の各機関には本校職員より顧問教師若干名を置き指導援助を受ける。

## 第3章 総 会

第7条 総会は本会の最高議決機関であって、全会員をもって構成する。

第8条 総会は毎年1回定期総会を開く。ただし、評議委員会が必要と認めた場合、及び全会員の10分の1以上の要求があった場合には臨時総会を開かなければならない。

第9条 総会は全会員の3分の2以上の出席をもって成立する。

第10条 総会の議事はこの会則に特別に規定されたものの外は過半数の賛成によって決定する。可否同数の時は議長の決定するところによる。

第11条 総会はずぎの役員を置く。

議長1名 副議長1名 書記1名

この役員は評議委員会を選出する。

第12条 次の事項は必ず総会において審議されなければならない。

- (1) 本会則の改正
- (2) 予算の承認
- (3) 決算の承認
- (4) 役員の不信任
- (5) 部活動の新設及び廃止
- (6) 会費の決定
- (7) 外部団体に対する加盟及び脱退
- (8) 評議委員会において必要と認めた事項

第13条 総会に発議された事項はその承認を得て審議を評議委員会に委託することができる。ただしその結果は総会に報告し承認を得なければならない。

## 第4章 役 員

第14条 本会につぎの役員を置く。

会長1名 副会長1名 書記長1名 会計1名 評議委員長

学習・体育・文化・風紀・ホームルーム・環境美化・保健・図書・広報各専門委員長1名

第15条 役員の仕事はつぎのとおりである。

- (1) 会長は本会を代表し、外部団体に対する事務及び本会における執行事項はすべて会長の名において行う。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその代理をする。
- (3) 書記長は本会のあらゆる会の書記を代表し、会の会議録及び執行記録を取り又は保管する。
- (4) 会計は本会の会計事務を司る。
- (5) 評議委員長は評議委員会に関する事項を処理する。
- (6) 専門委員長は各専門委員会に関する事項を処理する。

第16条 役員の仕事は1ヶ年とする。(認証式より翌年の交代式まで)ただし重任を妨げない。

第17条 生徒会役員(三役)は生徒の直接選挙により選出する。

第18条 役員を罷免するには評議委員会にて審議し、これを総会に提出して討議の後、無記名投票を行う。全投票数の3分の2以上の賛成があればその役員を罷免することができる。

第 19 条 役員に欠員を生じた場合は、補欠選挙又は任命を行う。補充された役員の任期は前任者の残りの期間とする。

## 第 5 章 評議委員会

第 20 条 評議委員会は各ホームルームから選出された学級委員長及び副委員長をもって構成する。評議委員会議長は評議委員長がつとめ、副議長・書記は評議委員の互選による。

第 21 条 評議委員長は生徒会役員（三役）の推薦により選出する。

第 22 条 評議委員会は総会に次ぐ議決機関であり、次の事項を審議決定する。

- (1) 執行委員会より提出された議案
- (2) 評議委員より提出された議案
- (3) 総会より委託された事項
- (4) 会長が任命した臨時委員会の委員の承認

第 23 条 評議委員会は評議委員長が招集し、毎月 1 回定例会を開くことを原則とする。ただし、次の場合は臨時会を招集しなければならない。

- (1) 評議委員の 5 分の 1 以上の要求があったとき
- (2) 執行委員会が要求したとき
- (3) 専門委員会が要求したとき

第 24 条 評議委員会では役員の発言は認めるが議決権はない。

第 25 条 評議委員会に発議された事項はその承認を得て審議を専門委員会に委託することができる。

ただし、その結果は評議委員会に報告し承認を得なければならない。

第 26 条 評議委員長（議長）、副議長、書記の任期は 1 年とする。

第 27 条 評議委員会は委員の総数の 3 分の 2 以上の出席をもって成立し、議決は過半数をもって決定する。可否同数のときは議長の決定するところによる。

## 第 6 章 執行委員会

第 28 条 執行委員会は本会の最高執行機関であり、各執行委員は会長と連帯責任を負う。

第 29 条 執行委員会は次の者により構成される。

会長 1 名 副会長 1 名 書記長 1 名 会計 1 名 評議委員長 1 名  
専門委員長 9 名

第 30 条 会長は執行委員会を招集し議長をつとめる。

## 第 7 章 専門委員会

第 31 条 専門委員会は、各ホームルームより選出された専門委員により構成される。

第 32 条 専門委員会の委員長は生徒会役員（三役）の推薦により選出する。

第 33 条 専門委員会は次のものを常置する。

学習委員会 体育委員会 文化委員会 風紀委員会 ホームルーム委員会  
環境美化委員会 保健委員会 図書委員会 広報委員会

- (1) 学習委員会は会員の学習面での向上を図る。
- (2) 体育委員会は会員の体育面での向上を図る。
- (3) 文化委員会は会員の文化面での向上を図る。
- (4) 風紀委員会は会員の風紀向上を図る。
- (5) ホームルーム委員会はホームルーム活動の企画・運営を図る。
- (6) 環境美化委員会は校舎内外の環境美化の向上を図る。
- (7) 保健委員会は会員の健康の向上を図る。
- (8) 図書委員会は会員の知的活動の向上を図る。
- (9) 広報委員会は広報活動の向上を図る。

第 34 条 専門委員会は次の場合専門委員長が招集する。

- (1) 専門委員の 10 分の 1 以上の要求があった場合
- (2) 評議委員会が要求した場合
- (3) 執行委員会が要求した場合
- (4) 専門委員長が要求した場合

第 35 条 専門委員会は評議委員会が委託する事項を審議する。

第 36 条 専門委員会は執行委員会が委任する事項を執行する。

第 37 条 執行委員は専門委員会に出席し発言することができる。

## 第8章 臨時委員会

第38条 臨時委員会は執行委員会で発議の上評議委員会が必要と認めた場合設置する。

第39条 臨時委員は評議委員会の承認を得て会長が任命する。

## 第9章 部活動

第40条 部活動は健全な趣味や豊かな教養を養い、個性の伸長を図ることを目的とし、顧問教師の指導のもとに組織する。

## 第10章 会計

第41条 本会員は定められた会費を納入する義務を負う。会費の額は総会において全生徒の過半数の賛成を得て決定する。

第42条 予算案は執行委員会が作成し、評議委員会の承認を経て総会で決定する。

第43条 本会の会計は毎決算期に決算報告を作成し、評議委員会を経て総会の承認を受けなければならない。

第44条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

## 第11章 付 則

第45条 この会則の改正は評議員会における出席者の3分の2以上の同意により発議し、総会において、3分の2以上の同意があったときに成立する。

第46条 この会則は平成12年11月2日より効力を発生する。

# 生徒会役員選挙規程

## 第1章 総 則

第1条 この規程は福岡県立宇美商業高等学校生徒会会則第17条に基づいて定められる。

第2条 この規程は生徒会役員（三役）選挙のときだけに適用する。

## 第2章 選挙権

第3条 本会員は選挙権を有する。

## 第3章 選挙管理委員会

第4条 選挙管理委員会は選挙に関する一切の責任を負う。

第5条 選挙管理委員会は各ホームルームの評議委員が選挙管理委員をつとめる。

第6条 選挙管理委員長は評議委員長がつとめる。

第7条 選挙管理委員会は生徒会役員任期満了による選挙の場合、任期満了2ヶ月前に設置構成される。

第8条 選挙管理委員会は生徒会役員補欠選挙の場合、生徒会役員辞任後1週間以内に設置構成される。

第9条 選挙管理委員会の主な仕事は次のとおりである。

- (1) 選挙公示及び立候補者の受付
- (2) 投票用紙の作成
- (3) 選挙運動の管理
- (4) 投票の管理と開票
- (5) 当選者決定の宣告

第10条 選挙管理委員会は選挙運動又はこれに類似した行為をしてはならない。

## 第4章 選挙公示

第11条 選挙施行の日は、選挙管理委員会で役員任期満了前1ヶ月以内、また生徒会役員補欠選挙の場合は、役員辞任後35日以内の適当な日に定める。公示は選挙日1ヶ月以前とする。

第12条 立候補者の受付は選挙公示の日から選挙日の1週間前までとする。

## 第5章 候補者及び立候補

第13条 本会員は被選挙権を有する。

第14条 選挙管理委員は被選挙権を有しない。ただし辞任した後ならば被選挙権を有する。

第15条 立候補者は選挙管理委員会に、本校生徒会員の1人以上の推薦書と本人の承諾書を提出すれば、立候補が認められ立候補者として行動することができる。

## 第6章 選挙運動

第16条 立候補者は次の各項に従って選挙運動を行うことができる。

第1項 授業中に運動してはならない。

第2項 立候補者は選挙用ポスター用紙20枚以内の配布を受け、指定した場所に貼ることができる。

第3項 立候補者及び運動員は他の候補者を中傷してはならない。

第4項 強制的に運動員を集めてはならない。

第5項 投票を強制してはならない。

第6項 投票当日は選挙運動をしてはならない。

第17条 選挙管理委員会は投票の事前に立会演説会を開かなければならない。

## 第7章 投票及び開票

第18条 投票は単記無記名投票とする。

第19条 開票は立会人立ち会いのもとに選挙管理委員会で行う。

第20条 次の投票は無効とする。

第1項 正規の投票用紙を用いていないもの。

第2項 候補者以外の氏名を書いたもの。

第3項 2名以上の氏名を書いたもの。

第4項 前項以外の不明なものは選挙管理委員会で決定する。

第21条 有効投票の最多数を得た者を当選者とする。

## 第8章 当選の決定及び宣告

第22条 当選が決定した場合選挙管理委員会は直ちに当選者に通知し、一般に公表する。

## 第9章 罰 則

第23条 選挙管理委員会は違反のあった場合は事実を調査し、委員の過半数の賛成を得て適当と思われる処置をとる。

## 第10章 付 則

第24条 立候補者がいない場合は、被選挙者をクラスより数名推薦する。

第25条

(1) この規程は平成12年11月2日より有効となる。

(2) 平成28年3月18日一部改正

# 生徒心得

## 第1章 風 紀

第1条 宇美商業高等学校生徒は、常に誇りを持って行動し、いかなる場合であってもその体面を汚すようなことがあってはならない。

第2条 生徒は、互いに尊敬しあい、助け合う。

第3条 次の事項は厳禁する。

(1) 暴力、脅迫行為、金銭の強制貸借、物品の販売並びに強制貸借、質入れ。

(2) 飲酒、喫煙。

(3) 凶器その他禁制品の所持及び火気の使用。

(4) 保護者の許可のない夜間外出、外泊。(夜間外出は原則として午後10時までとする。)

(5) 遊技場等高校生が立ち入ることがふさわしくない場所への出入り。

(6) 考査における不正行為。

(7) 校舎校具への落書き、破損行為。

第4条 服装は清潔端正を旨とし、華美に流れたり、粗野であったりしてはならない。

第5条 頭髮はあくまで清潔にしなければならない。

## 第2章 登校、下校

第6条 車による送迎及び校時中の無断外出は禁ずる。ただし、特別に許可のあった場合はその限りではない。

第7条 学校所定の時刻には下校しなければならない。ただし、特別の許可のあった場合はその限りではない。

第8条 欠席、欠課、遅刻、早退をする場合は、あらかじめ届け出て許可を受けなければならない。やむを得ない場合は事後速やかに届け出ること。なお、遅刻の際は、職員室で入室許可証を受け取ること。

### 第3章 募金、集会、掲示等

第9条 募金、集会、掲示等をするときはあらかじめ学校の許可を得なければならない。

### 第4章 公共物の取り扱い

第10条 校舎校具を破損しないように、常に注意しなければならない。

第11条 校舎校具を破損した場合、又はその破損を発見した場合は、速やかに届け出ること。

### 第5章 所持品

第12条 華美なものや不要なものは、つとめて所持しないようにする。

第13条 自己の所持品には必ず氏名を明記すること。

第14条 所持品を紛失し、又は遺失物を拾得したときは、直ちに届け出ること。

第15条 金銭、物品の貸借は慎まなければならない。

### 第6章 清掃

第16条 各自責任をもって、各自の清掃分担区域の美化清掃につとめなければならない。

## 生徒服装規程

1 服装は学生にふさわしく、清潔さをモットーとする。

(1) 制服

快適な服装を自ら判断し、本校指定の制服を着用する。その他については、別途定める。

(2) 防寒着

冬期（12月～3月）には、防寒着（種類は自由、柄は常識の範囲内、華美でないもの、色は黒・紺・グレー・白でワンポイントも可）を着用してもよい。なお、その他の防寒着については細則に定める。

(3) その他

上履き、カバンは本校指定のものとする。

2 服装検討委員会を設置する。

服装規程に定められていない事項について検討する必要がある場合は服装検討委員会において審議し、指導部会において決定する。

#### 指導細則

1 頭髪・眉・化粧・ピアス・装飾品

(1) 男子は襟、耳、に髪が毛がかからない。前髪が目にかからない。極端なかりあげや、極端な段差のあるような奇抜な髪形にはしない。

極端なかりあげや、極端な段差のあるような奇抜な髪形にはしない。

(2) 女子は前髪が目にかからない。後ろ髪、横髪が肩を越える場合は、1カ所または2カ所に分けてゴムで結ぶ。結ぶ位置は耳輪の上部より高くない程度とする。ゴム・ヘアピンの色は派手なものを避ける。

(3) パーマ（ストレート）、脱色、染色、異形の髪型を禁止する。

(4) 眉毛は形の変化と毛の長さを極端に短くすることを禁止する。

(5) 化粧（ファンデーション、アイシャドウ、アイプチ、口紅、色つきリップクリーム、色つきの日焼け止め）、マニキュア、ピアス、指輪やネックレス、つけ毛等の装飾品は禁止する。

#### ※違反をした場合

①パーマ、脱色、染色、異形の髪型をした場合は、3日間の学年生徒指導部を中心とした指導を行い、継続指導（もとの状態に戻るまで）を行う。ただし、異形の髪形については頭髪の規定に違反しない髪型に戻させる。

②眉毛を極端に扱った場合は、3日間の学年生徒指導部を中心とした指導を行い、継続指導（もとの

状態に戻るまで)を行う。継続指導中に違反を繰り返したり、2回目の違反は、保護者来校の上、生徒指導主事より説諭を行う。それ以降は指導拒否として、特別指導(懲戒)の対象とする。

- ③ピアスの穴を開けた場合は、3日間の学年生徒指導部を中心とした指導を行い、継続指導(もとの状態に戻るまで)を行う。また、保護者来校の上、生徒指導主事より説諭を行う。2回目以降は指導拒否として、特別指導(懲戒)の対象とする。

## 2 制服

- (1) スカートの丈は膝丈とする。
- (2) 制服の左胸ポケット上に名札をつける。  
※制服は正しく着用し「シャツ出し」「ズボン下げ」「スカートのウエストを折る」「首や袖口のボタンを開ける」等の違反がないようにする。
- (3) 男子は、半袖の際はネクタイを着用せず、長袖の際はネクタイを着用する。  
女子は、1年中、リボンもしくはネクタイを着用する。  
式典等の際は、学校の指定する制服を着用する。
- (4) セーター、ベストは、本校指定のものとする。
- (5) セーターは、制服の上着の下部から裾が出ないようにし袖が上着から不自然に出ないようにする。  
ベストは、上着の下部からすそが出ないように着用する。
- (6) コート、マフラー、手袋の着脱は、生徒昇降口とし、校舎内での着用は禁止する。
- (7) 事前に許可された防寒着(上着)とは、防寒着(上着)を使用する前に、各学年の制服担当教員の確認を経て、生徒手帳に許可の印をもらったものをさす。

## 3 靴・靴下

- (1) 通学靴は男女とも本校推奨のローファーもしくは同型のものとする。
- (2) 靴下はソックス・ショートソックスのどちらかを使用する。ワンポイントは可。ただし、くるぶしまでのソックス・ルーズソックスは禁止とする。色に関しては、原色系や華美なものは禁止とする。

## 4 所持品

- (1) 通学バックは本校指定のもので、改造やシールを貼る、落書きする等を禁止する。
- (2) 所持品には記名する。
- (3) 学習に必要なものは学校内に持ち込まない。

# 生徒懲戒規程

## 第1条(目的)

本規定は、教育上必要あるとき、当該生徒の生活を全体的に厳しく見直すことによって、好ましい学校生活、及び社会生活を営むことができるように改めさせ、学校全体の秩序の維持を図ることを目的とする。

## 第2条(準拠)

本規定は、学校教育法第11条、学校教育法施行規則第26条、及び福岡県立高等学校学則第22条・23条に基づいて制定する。

## 第3条(懲戒)

本規定における懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

## 第4条(対象)

1 生徒が次の各号に該当するときは、特別指導(懲戒)を行う。

- (1) 刑法に抵触する行為  
暴行、傷害、恐喝、窃盗、万引きなど。
- (2) 不良行為  
喫煙(たばこ・ライター所持、同席等含む)、飲酒、シンナー等乱用、不純異性交遊、怠学、深夜徘徊、家出、不正行為、乗車券等不正使用など。
- (3) 交通関係違反行為  
暴走行為、交通事故、交通違反、無届免許取得、無届バイク通学など。
- (4) その他校則や生徒申し合わせ等に反する行為  
不健全娯楽、無届アルバイト、指導拒否、いじめ、無断外泊、対教師暴力・暴言、器物損壊、部外者の車による登下校、服装が著しく悪く改善しない者など。

- 2 生徒が次の各号に該当するときは、退学に付することがある。
- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
  - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
  - (3) 正当の理由なく出席が常でない者。
  - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者。

## 部活動規程

### 1 入退部

- (1) 入退部は希望制とする。ただし、兼部は原則として認めない。(兼部を希望する場合は、関係の部長・顧問の了承をとること)
- (2) 退部は部員と協議し、顧問の了承を得て認められる。
- (3) 入・退・休部の手続きは「部活動入部・退部・休部願」を顧問に提出しなければならない。

### 2 活動時間

部活動の活動時間は、次の通りに定める。

- (1) 夏時間(4月～10月) 19時00分まで  
完全下校：19時30分
- (2) 冬時間(11月～3月) 18時30分まで  
完全下校：19時00分
- (3) 顧問が不在の場合は、代行者(本校教師)がいない限り、活動を認めない。
- (4) 昼休みの活動は認めない。
- (5) 休日(土・日・祝日等)の活動は、顧問の指導のもとに行うものとする。
- (6) 考査前・考査中  
考査の時間割発表日から考査終了までは活動は停止する。ただし、学校長が認めた試合や活動が考査期間中及びその前後10日以内にある場合は活動を認める。

### 3 大会参加等について

- (1) 学校長の認めた試合及び活動に限る。
- (2) 移動の服装は、制服またはチームユニフォーム等とし、本校として誇りと自覚を持ち、責任ある行動をとること。

### 4 予算

- (1) 予算配分は体育部、文化部の合同部長会議において審議し、職員会議の承認を得る。
- (2) 予算編成は体育部と文化部の予算配分決定後、次の手続きにより行い決定する。
  - ア 体育、文化の各部長会議
  - イ 職員会議
  - ウ 生徒総会

### 5 部の設立と廃部

- (1) 部の設立について  
次のすべての条件を満たせば、下記の手続きにより部の新設が認められる。  
<条件>  
①設置許可された同好会 ②同好会設置基準を1年以上守る ③実績 ④内容の教育性  
<手続き>  
①生徒指導部会 ②顧問会議 ③運営委員会 ④職員会議 ⑤生徒総会
- (2) 部の休・廃部について  
ア 顧問がいない場合休部又は廃部となる。  
イ 部員減少などにより休部が認められる。手続きは次のとおりとする。  
①生徒指導部会 ②顧問会議 ③職員会議  
ウ 高校生の本分に著しく違反した場合は、部の要請がなくても、次の手続きにより活動を停止する。  
①生徒指導部会 ②顧問会議 ③職員会議  
エ 休部して1年間活動が再開できない場合は廃部となる。手続きは次のとおりとする。  
①生徒指導部会 ②顧問会議 ③職員会議

## 6 同好会設置基準

- (1) 活動目的が明確であり、内容が学校教育の場にふさわしいものであること。
- (2) 本校職員が顧問として、適切な指導・監督が可能であること。
- (3) 活動場所が校内に確保でき、且つ既存の部活動に支障を来たさないこと。
- (4) 保護者の同意書（承諾書等）があること。
- (5) 以上の条件を満たし、手続きは次のとおりとする。
  - ①生徒指導部会
  - ②顧問会議
  - ③運営委員会
  - ④職員会議

## 7 部活動試合（公式戦）出場について

- (1) 部活動試合（公式戦）は顧問の引率・監督のもとに大会に出場することができる。
- (2) 大会報告書については、大会終了後1週間前以内に、部活動担当者へ提出すること。

## 8 合宿規程

- (1) 顧問教師が必ず参加をし、本校部活動生を対象とする。ただし、顧問が必要と認めた本校卒業生は練習に参加できるが、宿泊は認められない。
- (2) 実施期間は長期休業中を原則とし、日数は年間を通じて10日以内とする。また、課外などできるだけ支障のないように配慮する。
- (3) 実施場所は校内を原則とするが、より教育的効果が望める活動場所・施設があればこれを認める。
- (4) 経費（往復の交通費も含む）については、生徒の個人負担とする。
- (5) 手続き
  - ア 合宿・遠征を希望する部活動は、顧問が「合宿・遠征許可願」を生徒指導主事に提出し、校長の承認を得る。
  - イ 承認された部活動は、「承諾書」「合宿・遠征参加生徒名簿」を実施の1週間前までに生徒指導主事に提出する。
  - ウ 県外での合宿については実施の10日前までに福岡県教育庁教育振興部スポーツ健康課長宛に提出しなければならない。

## 9 部室について

- (1) 部室の鍵は、完全下校10分前までに返却すること。  
運動部：体育教官室及び職員室  
文化部：職員室
- (2) 部室の使用時間は、朝のH→R前と放課後とする。
- (3) 鍵の未返却が3回続けば、部室使用禁止とする。
- (4) 部室の内外は、常に整理整頓し清掃しておくこと。

## 10 洗濯室の使用について

- (1) 製氷機の氷についてはアイシング用とし、飲食用にすることは禁止。
- (2) 掃除については、当番制とし使用している部活動で割り当てる。

## アルバイトについて

アルバイトは原則として禁止する。ただし、経済的に修学困難なもの及び3年生の2学期終了後は、保護者より願い出があった場合、学年・生徒指導部で検討し、校長が許可をする。

許可者は日常より次の点に心がけること。守れない場合には許可を取り消す。

- ①出席状況が良好であること
- ②成績向上に努めること
- ③服装は端正で校則に違反のないこと
- ④問題行動による懲戒処分がないこと。

無届アルバイトは特別指導（懲戒）の対象とする。

### 「許可申請の手順」

- ①許可申請：学級担任へ「アルバイト許可願」を提出する。
- ②学年会・生徒指導部会：該当生徒の生活状況・アルバイトの内容等の審議



- ③校長の許可
- ④「アルバイト届」と「アルバイト誓約書」の提出
- ⑤「アルバイト許可証」の発行

#### 「注意事項」

- ① アルバイトは、土・日・祝祭日のみとする。ただし、長期休業中は出校日以外の平日も就業できる。
- ② 飲酒の場や深夜に及ぶ就業は許可しない。（午後8時まで）
- ③ アルバイト中は許可証を常に携帯し、請求があったときはいつでも呈示しなければならない。

## 携帯電話持込みに関する規定

- 1 手続き・許可理由について
  - (1) 携帯電話（スマートフォン等を含む）の学校内への持込みは「許可申請制」とする。
  - (2) 生徒は保護者記入による携帯電話持込みに関する「誓約書」を提出する。
  - (3) 校内への携帯電話持込み許可する理由は、以下の項目とする。
    - 1 登下校時に保護者との連絡が必要
    - 2 登下校時の安全確保のため、緊急連絡用に必要
    - 3 その他特別な理由で必要
- 2 携帯電話の所持について
  - (1) 校内では身に付けず、登校後すぐに電源を切り、カバンに入れる。  
登校後に所持していた場合は指導の対象とする。
  - (2) 校外での使用は保護者への連絡・緊急時の連絡のみ。
  - (3) 歩きながら、自転車を運転しながら使用しない。  
歩道など通行者の邪魔になる場所での使用は避ける。
  - (4) 電車やバス内で使用するなどマナーに反する行為をしない。
  - (5) 管理・保管は各自で責任を持つて行う。
  - (6) 正門付近での使用は禁止する。
- 3 携帯電話持込み・使用に関するルールに違反した場合の指導について
  - 1 回目 担任より保護者へ電話連絡した上、放課後に反省文を書き、携帯電話を本人に返却する。その後3日間指導する。
  - 2 回目 保護者来校の上、担任・学年生徒指導担当より注意を受け、放課後に反省文を書き、携帯電話を保護者に当日返却する。その後1週間指導する。
  - 3 回目 保護者来校の上、担任、学年生徒指導担当および学年主任立ち会いのもと生徒指導主事より注意を受け、放課後に反省文を書き、携帯電話を保護者に当日返却する。その後2週間指導する。
  - 4 回目以降 指導拒否として、特別指導の対象とする。

## 自転車通学について

- 1 自転車での通学は、次の3点を満たし通学届を出した者に限り認められる。
  - (1) 前照灯（ヘッドライト）
  - (2) 前後輪のブレーキ
  - (3) 前後輪の反射板
- 2 ステッカーを後輪の反射板の付近に貼ること。
- 3 防犯登録を行うこと。
- 4 2人乗りは禁止する。
- 5 雨天時には必ずレインコートを着用する。傘さし運転は禁止する。
- 6 校内の所定の場所に駐輪し、施錠すること。
- 7 交通法規を遵守し、安全運転に徹すること。
- \* 上記の項目を守れなかった場合は、通学許可を取り消す。
- 8 ヘルメットをかぶることに努めなければならない。

## 普通自動車運転免許取得について

### 1 運転免許取得について

自動車やバイクの免許取得は禁止とする。ただし、普通自動車免許の取得については次に掲げる3年生のみ認める。

- (1) 原則、進路決定者で、2学期の成績において欠点を保有していない者。
- (2) 1月以降に希望する者。

### 2 入校の時期について

- (1) 1の(1)については、2学期成績会議以降で特に定める日。
- (2) 1の(2)については、1月4日以降。

### 3 手続き等について

- (1) 入校前に「自動車学校入校許可願」を学校長に提出し、許可を得る。
- (2) 運転免許取得後、卒業までの間の運転は禁止とする。

### 4 その他

- (1) 1から3に違反した者は特別指導（懲戒）の対象とする。
- (2) 進路決定先の要請により、普通自動車免許以外の運転免許を取得する場合は生徒指導部で協議し、学校長が判断する。